

どんな学びも、
未来につながる。

フリースクール
事業所の
皆さまへ

COCORONOMICHI～尾道で学んでよかった～

尾道市

フリースクール利用者負担軽減給付金

不登校児童生徒が学校以外の場で教育を受けることができる機会を確保することにより、継続した学習環境の提供等を行うことで、社会的自立を支援することを目的として、フリースクール利用料の一部を保護者に給付する制度です。

給付対象施設となるフリースクール

不登校児童生徒に対し、学習活動、体験活動、教育相談等の支援を行っている尾道市内の民間施設のうち、尾道市教育委員会及び不登校児童生徒が在籍する学校が連携し、通所状況、活動内容、学習状況などを継続して共有できる施設であり、在籍学校の長が指導要録上の出席扱いとなると判断した施設が対象です。

ご協力いただきたい主な内容

※保護者が申請する制度です。

- 1 **利用児童生徒の情報提供**
通所状況・活動内容・学習状況等について、学校へ毎月情報を提供してください。
- 2 **利用証明等の発行**
保護者が給付金の請求に必要な書類の発行をお願いします。
 - 利用実績が確認できる書類
 - 施設利用料の金額が確認できる書類
(領収書に施設利用料とその他の経費が含まれている場合は、内訳が分かる書類) 等
- 3 **変更時の連絡**
運営内容や連絡担当者に変更があった場合は、学校・教育委員会へご連絡ください。

給付の内容(保護者への給付)

- 給付率：利用料の1/2
- 月額上限：1万円
(1,000円未満切捨て)
- 対象は学校の授業日に利用した施設利用料のみ

対象外となる経費の例

- 入学金・入会金・登録料
- 教材費・食費・行事参加費
- 保険料・交通費 など

お問い合わせ

尾道市教育委員会
教育指導課
TEL.0848-20-7454

(平日 8:30～17:15)

※詳しくは、尾道市ホームページでご確認ください。

令和8年
10月
開始

